

行政制度等の調整方針案

平成16年8月	新規
第2回合併協議会提出資料	

協議検討項目番号	20	協議検討項目	慣行の取扱い	
分類番号		分類		
専門部会	総務部会・企画部会	分科会	総務分科会・企画分科会	
調整方針案	<p>市章，市民憲章，市の花・木・鳥，市の宣言については，新市において定めるものとする。</p> <p>表彰制度については，新市において制定するものとする。ただし，旧市町の名誉市町民については，当該称号及び待遇を新市に引き継ぐものとする。</p>			

項目	岩井市	猿島町	課題	調整方針案
1. 市町章	<p>昭和 46 年 7 月 1 日公募により決定し、制定 ・岩井の頭文字「い」を図案化し、円満和合と発展雄飛の力強さを象徴したものである。</p>	<p>昭和 37 年 11 月 12 日公募により決定 ・猿島町の頭文字“さ”を図案化したもので簡潔の中にも調和があり躍進するイメージを表しています。</p>		新市において定めるものとする。
2. 市町民憲章	<p>昭和 47 年 4 月 1 日制定 岩井市は、ゆたかな自然にめぐまれ、古い歴史と伝統にかがやき、たくましく前進する希望にあふれたまちであります。 この岩井市を、さらに明るく、住みよい、豊かな理想的田園都市にするため、ここに市民憲章を定めます。 わたくしたち市民は、郷土を愛し、とよになかよく、みんなの力でさらに伸びゆくまちをつくることを念願して次のことを実行しましょう。 ・わたくしたち市民は、教養を高め、善意をひろめ、みんなのしあわせをきずきましよう。 ・わたくしたち市民は、環境をととのえ、花と緑をそだて、公害のないきれいなまちをつくりましよう。 ・わたくしたち市民は、公共物や自然の山川樹木を大切に愛護しましょう。 ・わたくしたち市民は、スポーツに親しみ、健康で働き、生活をたのしみ、老人や子供を大切にいたしましよう。 ・わたくしたち市民は、交通道徳をはじめ、秩序や規則を守り、明るい安全なまちをつくりましよう。</p>	<p>平成 9 年 3 月 2 日制定 わたしたちは、先人が培ってきた歴史や伝統を尊び、町民一人ひとりが明るく豊かでさわやかな郷土をつくるために、この町民憲章を定め実践していきます。 ・自然を愛し、ふるさとを愛し、さわやかな町を築きます。 ・心と体を鍛え、教養を高め、さわやかな町民になります。 ・仕事に励み、生きがいを感じ、さわやかな人生を歩みます。 ・互いに思いやり、助け合い、さわやかな地域をつくりまします。 ・老人を大切に、子どもの夢を育て、さわやかな未来をめざします。</p>		新市において定めるものとする。
3. 市町の 花・木・鳥	<p>昭和 56 年 11 月 1 日制定 ・花：茶</p>	<p>平成 9 年 3 月 2 日制定 ・花：はくもくれん</p>		新市において定めるものとする。
	<p>昭和 56 年 11 月 1 日制定 ・木：けやき</p>	<p>平成 9 年 3 月 2 日制定 ・木：けやき</p>		新市において定めるものとする。
	<p>昭和 56 年 11 月 1 日制定 ・鳥：ひばり</p>	<p>平成 9 年 3 月 2 日制定 ・鳥：うぐいす</p>		新市において定めるものとする。

項目	岩井市	猿島町	課題	調整方針案
4. 市町の宣言	宣言 ・岩井市交通安全宣言（S43.9.28） ・スポーツ健康都市宣言（S60.11.9） ・姉妹都市宣言（S61.11.9） ・非核平和都市宣言（H7.6.19） ・青色申告・期限内納税都市宣言（H9.3.12）	宣言 ・猿島町交通安全宣言（S43.10.1） ・暴走族追放宣言（S55.9.24） ・飲酒・暴走運転追放宣言（H1.6.29） ・猿島町平和都市宣言（H4.9.22） ・猿島町環境宣言（H4.9.22） ・青色申告・期限内完納宣言の町宣言（H8.10.4） ・飲酒運転追放並びに交通事故撲滅に関する宣言（H13.12.20）		新市において継続性に留意し定めるものとする。
5. 表彰	岩井市名誉市民条例 ・該当者：4名	なし		表彰制度については、新市において制定するものとする。ただし、旧市町の名誉市民については、当該称号及び待遇を新市に引き継ぐものとする。
	岩井市市民栄誉賞条例 ・該当者：2名	なし		
	岩井市表彰条例	猿島町表彰条例		